【トピックス２】　応急仮設住宅の設置に関するガイドライン

厚生労働省社会・援護局では、災害発生後において、応急仮設住宅の設置にあたって活用でき、かつ、平常時においては、事前対策をはじめ、地方公共団体が独自のマニュアル作成に活用できるよう、平成 20 年 6 月に「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」を作成した。

本ガイドラインは、地方公共団体の応急仮設住宅の設置に関係する部局が活用することを念頭に作成されたもので、災害発生前と災害発生後の両者において、次のような機能を果たすものである。

災害発生前においては、応急仮設住宅の設置に関して、地方公共団体のとるべき対応についてのチェックリストとしての機能である。災害発生直後からの実施内容について整理し、そのための準備や取り組みをチェックするものであるとともに、地方公共団体が独自のガイドラインやマニュアルを作成する際に参考となるものである。

災害発生後においては、地方公共団体が応急仮設住宅の設置を行うための指針としての機能である。災害発生直後からの実施内容を整理することにより、実際に対策の任務にあたる職員が迅速・的確な対応を取ることが可能である。

災害時における応急仮設住宅の設置に関するフローは図１のとおりである。

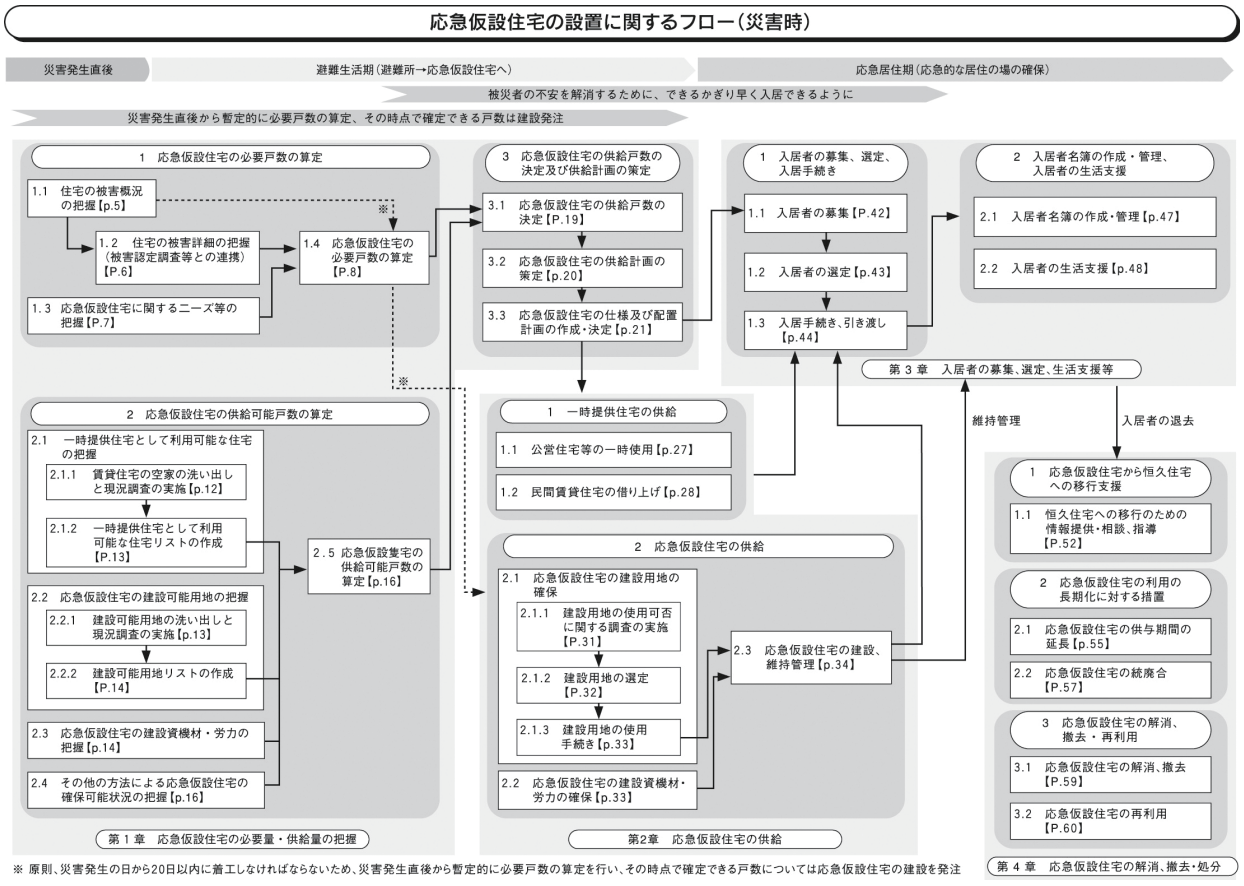

図１　応急仮設住宅の設置に関するフロー（災害時）

（出典）厚生労働省社会・援護局総務課災害救助・救援対策室：応急仮設住宅の設置に関するガイドライン，P. 1-3，平成 20 年 6 月